

給与支払報告書の様式が変更になりました！！

平成29年度（平成28年分）提出分の給与支払報告書からマイナンバー制度の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となるため、様式が大幅に変更されました。

↓ A5サイズへ変更

《主な変更点》

- (1) 用紙がA6サイズからA5サイズへ
- (2) 法人番号及び個人番号の記載欄の追加
- (3) 扶養親族（氏名・フリガナ）記載欄の追加  
・非居住者は区分欄に「○」をつけます。

給与支払報告書の提出はお早めをお願いします。  
平成28年中に給与・賃金等（役員、パート、アルバイト、専従者給与も含みます。）の支払いがある事業主の方は、受給者が平成29年1月1日（平成28年中の退職者は退職した日）に居住する市町村に、**新様式（A5サイズ）の給与支払報告書にマイナンバーを記載して提出してください。**

※旧様式での提出がないようご注意ください。

石垣市への提出は平成29年1月31日（火）までをお願いします。

《提出書類》

- ① 給与支払報告書（総括表）
- ② 給与支払報告書（個人別明細書）
- ③ 普通徴収申請書
- ④ 給与支払報告書提出チェック表
- お問い合わせ 税務課市民税係  
TEL 0980-83-1133

確定申告相談体制の変更について

平成28年分の所得税等の確定申告について、**申告相談会場は2月16日から開設します**ので、作成に当たって相談が必要な方は同日以降にご来場ください。

- ご自分で申告書を作成される方については、作成コーナーを準備しておりますので、ご自分で作成し窓口へ提出していただきますようお願いいたします。
- 申告手続きや申告に必要な書類の確認など、各種のお問い合わせは国税庁ホームページ又は電話相談センターでも対応していますので是非ご利用ください。
- 確定申告書提出の際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの提出が必要になります。
- ※ e-Tax を利用すれば本人確認の提示又は写しの提出は不要です。

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です！！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、税務署へ提出する申告書等には**マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

【本人確認書類】

- マイナンバーカードをお持ちの方
  - ・ マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
  - ・ ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方
  - ・ 次の「①番号確認書類」と「②身元確認書類」の2つが本人確認書類となります。

- ① 番号確認書類（ご本人のマイナンバーを確認できる書類）
  - 通知カード
  - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る。）※いずれか1つ
- ② 身元確認書類（マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）
  - 運転免許証 ○ 公的医療保険の被保険者証 ○ 身体障害者手帳 ○ パスポート ○ 在留カード ※いずれか1つ